

! 受付後「受付通知書」を貴社宛にFAXいたします。

## 変更届(引落/送金の停止・再開)

[生活保護受給者 賃料全額代理納付の開始・停止届]

## 【代理店・ご契約者情報】※記入必須

|                  |                   |               |                 |
|------------------|-------------------|---------------|-----------------|
| 代理店名<br>(電話番号)   | 株式会社 いえらぶ不動産      | 代理店番号         | 00-00-00000-000 |
| TEL 03-0000-0000 | FAX 03-0000-0000  | 担当者名          | 〇〇〇             |
| 保証番号             | 000000012         | ! 9桁の数字となります。 |                 |
| ご契約者名            | いえらぶ 太郎           |               |                 |
| 物件名・号室           | パートナーズマンション 101号室 |               |                 |

引落月の10日(18時必着)までにお届け願います。

! 引落月の10日(18時必着)までにFAXください。

! 下記1~4迄のご注意事項を確認・承諾のうえ、各申請依頼をお願いします。!

 下記1~4迄のご注意事項を確認・承諾のうえ【引落・送金の停止依頼】を申請します。

※引落・送金どちらかのみ停止は出来ません。

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 西暦20 00 年 10 月 27 日 | 停止理由/備考    |
| 引落分から停止             | 生活保護費の代理納付 |

 下記1~4迄のご注意事項を確認・承諾のうえ【引落・送金の再開依頼】を申請します。

|                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 西暦20 00 年 10 月 27 日 | 再開理由/備考              |
| 引落分から再開             | 生活保護費の受給停止<br>(就職の為) |

## ご注意事項(同意規約)

- 引落・送金の停止及び再開については、毎月10日迄に本書をご提出いただいた場合、翌月分賃料から適用となります。
- 引落・送金停止期間中に滞納が発生した場合は、滞納発生から40日以内に「振替前賃料滞納報告書」を必ずご提出ください。(「振替前賃料滞納報告書」のご提出が無い状態で、滞納発生から41日を経過した場合、送金が再開される迄の賃料に関する保証については、全て免責となります。)
- 引落・送金停止期間中に発生した滞納分は、保証契約終了後に精算となります。(保証金前払いの対象とはなりません。)
- 引落・送金停止期間中は、変動費・更新料の請求及び保証は出来ません。(少額短期保険会社との連携プランをご利用の場合も、停止期間中は保険料の請求が出来ませんので、契約者様へ直接ご請求をお願いいたします。)